

平成 25 年度 「ふれあい地域懇談会」報告書

< 玉 縄 地 域 >

1	日 時	平成 25 年 7 月 11 日 (木) 午後 3 時 ~ 5 時
2	場 所	玉縄学習センター 第 4 集会室
3	出 席 者	自治・町内会代表 28 名 地域団体代表 5 名 計 33 名
4	市側出席者	松尾市長、相川経営企画部長、山田まちづくり景観部長、 伊藤都市調整部長、小磯都市整備部長、樋田拠点整備部次長、 植地玉縄支所長
5	内 容	
	第 1 部	市長からの説明 「これまでの取組～これからの取組」... P 1
	第 2 部	地域の懸案事項に関する報告 P21 ① 岡本マンション問題について ② 山崎跨線橋北交差点の整備について ③ フラワーセンター苗ほ跡地について
	第 3 部	本年度の地域の議題に関する懇談 P29 ① 県道阿久和鎌倉線大和橋以北の整備 ② 大船フラワーセンターの将来図 ③ 玉縄地域の自然と緑地保全対策

第1部 市長からの説明

【全地域共通】



I	これまでの4年間の取組を振り返る	・・・・・・・・ P 2
II	次期基本計画（案）の概要	・・・・・・・・ P 6
III	世界遺産登録の取組について	・・・・・・・・ P10
IV	ごみの戸別収集・有料化について	・・・・・・・・ P14

第一部 これまでの取組～これからの取組

I これまでの4年間の取組を振り返る

()内は年度

歳入の増加に向けた取組

制度の創設等

- 自動販売機の設置を入札に
年間約1,000万円収入増 (H22～)
- 海水浴場の命名権を付与
年間1,200万円の収入 (H25～34年)
- 鎌倉駅東口公衆トイレに募金箱を設置
維持管理費の一部に充てる (H25～)

広告収入

- 市役所・鎌倉生涯学習センターロビーのモニターに民間企業の広告を放映
年間126万円の収入 (H22～)
- 観光パンフレット等の広告を掲載
H23： ホームページ・観光案内図： 年間93万円の収入
H24： 上記に加え「四季のみどころ」： 年間約127万円の収入
- 市ホームページの広告方式を変更
H23： 従前貸貸借・・・年間約79万円の収入
H24： 一括貸貸借・・・年間約157万円の収入(10月から方式変更)
H25： //・・・年間約292万円の収入

これまでの歳入に向けた取組の中から一点、海水浴場の命名権について、市役所には「海岸の名前や地名が変わってしまうのか」「歴史を何だと思っているんだ」といったご意見が多く寄せられているため、誤解の無いようにご説明します。

鎌倉では夏の間の約2か月、「由比ガ浜海水浴場」「材木座海水浴場」「腰越海水浴場」の3か所の海水浴場開設をしていますが、この2か月間だけ開設する海水浴場の名前に、「〇〇腰越海水浴場」というように、企業名などを付けるというものなので、決して地名や海岸名を変えるということではありません。

鎌倉の海水浴場の開設には、皆さんの税金から年間4,200万円を投じています。市民以外の方が多く利用する海水浴場に、市民の皆さんの税金をこれだけ使うというのがどうなのかという中で、年間1,200万円の収入を得ることによって、この4,200万円という税金の負担を少しでも軽減できればということなので、ぜひご理解をいただければと思っています。

それと、鎌倉駅東口の公衆トイレに募金箱の設置をさせていただきました。現在までのところ、年間100万円ほどのお金が収入として見込めるぐらいご協力をいただいています。

やはり公衆トイレも、観光客の方が主に使っているものですが、その修繕や清掃費というのも市民の皆さんの税金から出ているものですから、そういうところを、観光客の皆さんにもご負担をさせていただこうということで、こういった取組を始めています。

その他、インターネット等を経由してお金を集める仕組みも検討しています。この6月議会でお認めいただいた事業では、JRのスイカを使って簡単に寄付ができるような仕組みづくりに取り組んでいます。

例えば、1,000万円の寄付を100人の方をお願いするのは大変なことです。100円の寄付を1,000万人の方をお願いするというのは、今のIT社会では非常にやりやすくなりましたので、行政としてもこれから本格的にこういった取組をしていくことによって、市民の皆さんの税金だけでなく、観光客の方々からの収入確保ということを考えていきます。

I これまでの4年間の取組を振り返る

()内は年度

歳出の削減に向けた取組

職員給与等

- 超過勤務縮減のための取組強化
年間約1億6,500万円削減 (H21～)
- 職員給与の暫定削減を開始
年間約8億7千万円削減
(H24.8～H26.7の2年間)
- 住居手当の見直し
年間約9,600万円削減 (H21～)
- 市長退職金を廃止
約1,500万円削減 (H21～)

事業の見直し等

- 鎌倉海浜公園(坂ノ下)整備の見直し
計画等で約1,000万円削減 (H21)
- バイオマスエネルギー回収施設の見直し
30年のトータルコストで約65億円削減 (H22)

行財政改革

- 機構改革による人件費削減
約1億200万円削減 (H24.4～25.10)
- 寺分保育園の民営化
年間約1億600万円削減 (H24)
- ITシステム導入時にクラウドやノンカスタマイズ方式を推奨
対前年比予算で約2億円削減 (H25)

歳出の削減については、これも様々な取組をしていますが、例えば、市の職員の給与を平均で7.7%暫定削減したり、残業を事前申請にすることによって残業代の圧縮をしたり、また、職員の退職金も段階的に15%削減するといったことを行うほか、事業の見直しや行財政改革等を行って、より効率的な事業を進めていくとともに、どちらかという、小さな市役所ということを目指して取組をしています。

I これまでの4年間の取組を振り返る

()内は年度

新たな事業や取組等

事業の見直し等

- 岡本マンション訴訟の補助参加を取りやめ (H21)
- 野村総研跡地の美術館・博物館構想の見直し (H21)
- 第一小学校給食調理業務委託の開始 (H23～)
- 鎌倉漁港建設の見直し(H24～)

新規事業等

- 市民参画による鎌倉市版事業仕分け(鎌倉市市民事業評価)の開催 (H22～)
- 高等学校等の就学困難家庭への就学援助金の支給を開始 (H22～)
- 観光資源調査及び着地型観光商品開発等事業 (H22～23)
- 鎌倉市公共施設白書の作成 (H23)
- ハザードマップ(洪水、土砂災害、津波) (H21～24)
- 勤労者福祉サービスセンターの広域化 (H24)
- 「大船地域づくり会議」の発足 (H24～)
- 「鎌倉市交通計画検討委員会」の開催 (H24～)
- 名越やすらぎセンター等4か所を、福祉避難所に指定 (H24)
- 防災無線難聴対策として、戸別受信機を有償配布 (H24～)
- コンビニ公金収納の開始 (H25～)
- オリジナルナンバープレートの導入 (H25)
- プレミアム商品券の発行支援 (H25～27)

また、新たな事業や取組としても様々ある中で、一つ象徴的なものとして、鎌倉漁港建設の見直しについてお話をさせていただきます。

これは4年前の時点では、かなりスピードアップをして漁港を造るという計画であったものを、今般のこうした事情から見直しをすることにしたわけですが、その見直しに当たってはワークショップという形で、賛成派の人も反対派の人も同じテーブルについて議論をしていただきました。

当初は、賛成派と反対派とで感情的になるような状況もありましたが、話をしていく中で、なぜ漁港が必要かという漁師の方の意見として、台風が来るとそのたびに仮設の浜小屋が被害を受けているという状況ですとか、波が高い時や冬場でも船を押して行かなければいけないという厳しい労働条件が、実際のお話として出されました。

反対派の方々としては、財政状況や環境負荷、また、今の鎌倉で2か所も漁港が必要なのかという意見だったのですが、こうした漁師の方々の話を聞いて、「それは大変だ」「それは何とかしなければいけない」という話になってきました。

そして、お互いに議論を進めていく中で、仮設の浜小屋を恒久的なものにすればいいのではないかと、また、漁港を造らなくても、浜に降りる車路を作れば、波が高い時にも船出しがスムーズにできるのではないかといった意見が出てきました。

ただ、これらは県の許可なども必要になるものですから、それならば、行政と市民と漁師の皆さんと一緒に県に要望をしていこうと、こんなことを、このワークショップの最終の提言として市に出していただき、市としてはその提言に沿った形で計画を作り、今後進めていくことになりました。

決して100%の答えではなく、お互いに譲り合うというような結果になりましたが、こうした話し合いをすることで答えを見出していくということは、もちろんすべてがこのようにうまく進むというわけではないかもしれませんが、目指すべき方向であり、今後、より進めていかなければいけないことなのだろうと感じました。

I これまでの4年間の取組を振り返る

()内は年度

新たな事業や取組等

子育て対策

- 待機児童対策として、民間保育園11か所の開設・施設整備等により、保育所定員数を1,536人から2,052人に増加 (H22～25)
- 保育ママ事業を創設し、1か所開設 (H24～)
- 腰越保育園の耐震工事 (H24)
- 第一子ども会館・だいいち子どもの家を開設 (H24～)
- 小坂子ども会館・おさか子どもの家を開設 (H25)
- 材木座・稲瀬川・岡本保育園の耐震対策を実施 (H25～)

施設の新築・整備等

- 老朽化した小学校のトイレを改修 (七里ガ浜:H21～22、稲村ヶ崎:H23～24)
- 大船中学校の改築 (H21～)
- 老朽化した腰越中学校のプール管理棟を改築 (H23)
- 玉縄中学校にエレベーターを設置 (H23～24)
- 介護老人保健施設を1か所開設 (H23)
- 特別養護老人ホームを1か所開設 (H23)
- 七里ガ浜消防出張所開設 (H23)
- 地域包括支援センターを2か所増設して市内7か所に (H24)
- 汚水中継ポンプ場の改築更新工事(第1期分) (H21～H24)
- 七里ガ浜下水道終末処理場の改築更新工事(第3期分) (H22～H24)
- 学校施設内の照明器具等の落下防止等耐震対策 (H25～)

その他、子育て対策や施設の新築・整備等につきましては、後ほど資料でご確認いただければと思いますが、これらは比較的、鎌倉の公共施設が老朽化しているという現状とも相まって、新築をしたりですとか、耐震補強をしたりというようなことをやってきているというのが、多くの取組ということになります。

II 次期基本計画(案)の概要

①総合計画とは？

総合計画とは、本市の将来都市像と、それを実現するための施策の考え方を定めたものであり、基本構想・基本計画・実施計画で構成されています。

現在は、基本構想期間を平成8年から37年の30年とする第3次総合計画のうち、第2期基本計画の後期実施計画の期間に当たります。



続きまして、これからの取組という中で、総合計画というものの話をさせていただきます。

これは、市民の方にはあまり馴染の無い言葉だと思いますが、鎌倉市役所にとっては屋台骨に当たるもので、市役所が仕事を進めていく上では大変重要な計画です。

この計画というのは3層構造になっていまして、最上位の基本構想というのは、鎌倉市はこういう方向へ向かっていきますという概念的なものを示しており、その期間は30年間となっています。

その下に10年ごとに基本計画という、もう少し噛み砕いたものがあり、これは例えば、環境政策はこう進めていきますとか、観光政策はこう進めていきますといった、分野ごとの方針がまとまっているものです。

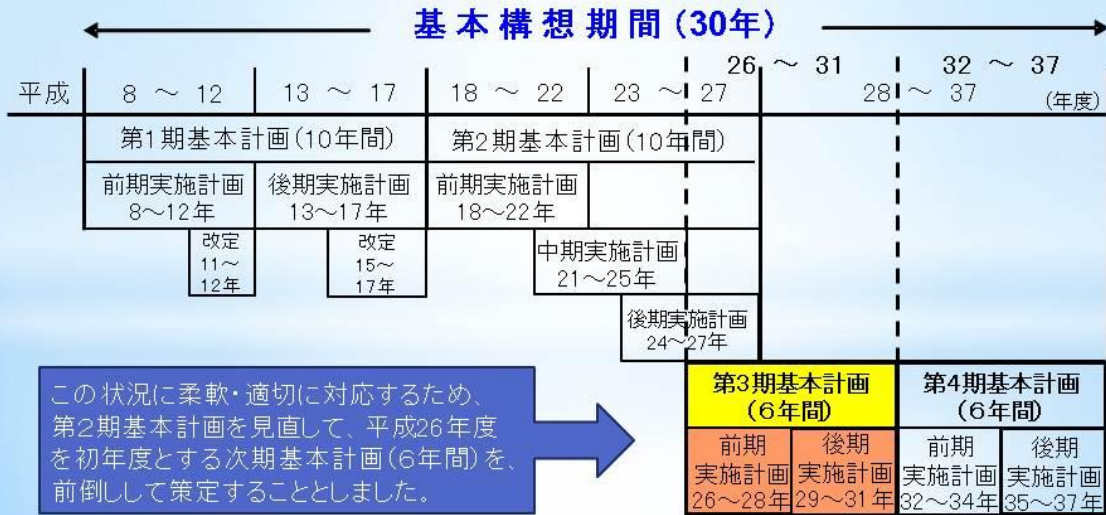
そして、さらに下に、それぞれの分野ごとに、より具体的な事業や予算が記載されている実施計画というものがあります。現在は、基本構想の後半部分に当たりまして、第2期基本計画の後期実施計画中であるという段階です。

II 次期基本計画(案)の概要

②次期基本計画策定の背景

歳入の増加が見通せず、経常的経費も容易に削減できないが、実施計画事業の規模は増加・・・
⇒自由に使える財源が少なくなり、実施計画に充てられる経費が厳しくなる見通しです。

それに加え、公共施設の老朽化、東日本大震災を踏まえた安全・安心なまちづくりの推進など、緊急を要する課題が生じています。



しかし、ここ数年来、税収が右肩下がりという大変厳しい財政状況となっており、さらに、これが今後も続くだろうということと、また、先般の東日本大震災を受けて、災害・防災の計画というものを根底から見直さなければいけない状況となったことから、この次期基本計画を2年前倒して、残りの12年間の期間を第3期、第4期と分けた計画にしていくことにしました。

そして、それぞれの基本計画が、その時々状況によって柔軟に対応していけるよう、前期、後期と3年ごとに実施計画を策定していきます。

また、この基本計画を作るに当たっては、市民の方々からも多くの要望をお聴きしたりして、課題を積み上げていきますが、そうすると事業がてんこ盛りになってしまいます。実際に、今の実施計画には250を超える事業が並んでいます。財政状況等から、計画期間内に実施できない事業が出てきてしまっているというのも事実です。

それでは計画として意味をなさないだろうということから、きちんとした計画を作って、そこに優先順位を付けて進めていくということが大変重要になってきます。これまでの計画では、そうした優先順位は付けていませんでしたので、そういうことも色濃く出していこうということも、この計画には盛り込んでいます。

II 次期基本計画(案)の概要

④計画期間内に特に優先する取組

東日本大震災を受けて策定する総合計画として、
市民の生活を守り、安全を確保することを、全てに優先する。

この6年間の計画期間内に特に優先する取組

**「安全な生活の基盤づくり」
につながる取組**

具体的に実践するためには、市民の自主的な取組が必要不可欠！

『自らの身は、自ら守る。皆のまちは、皆で守る。』
市民一人ひとりの意識の醸成 人づくり・地域づくり

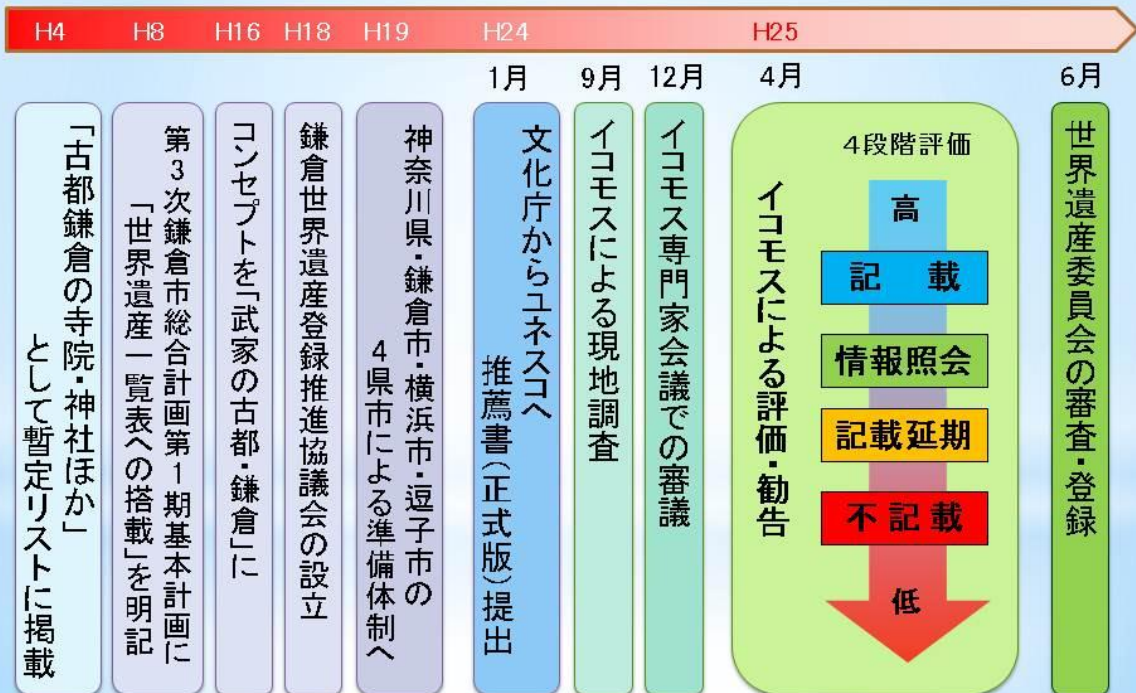
そして、先ほどから申し上げています、東日本大震災を受けてということから、この6年間の計画期間内に特に優先する取組として、防災や減災に向けた取組をはじめとする、「安全な生活の基盤づくりにつながる取組」を、最優先として位置付けていこうという考え方です。

ただ、この点についても、何でもかんでも市役所が全てできるわけではありません。「自らの身は、自ら守る。皆のまちは、皆で守る。」という、自助・共助・公助の考え方に基づいて、皆さん一人ひとりの意識を高めていっていただき、それぞれが自分達でできることを自分たちでやろうという役割分担が必要となってきます。

行政だけではなくて、市民の皆さん、自治会・町内会の皆さん、この鎌倉市全体で、この計画を推進していこうという考え方で、この基本計画は作らせていただいています。

Ⅲ 世界遺産登録の取組について

① 勧告までの流れ



続いて、世界遺産登録についてのお話をさせていただきます。

世界遺産登録の取組については、市民の皆さんからも、特に反対のご意見をよくいただいています。が、そもそも、鎌倉市がどうしてこの世界遺産登録を目指してきたかということ、少し遡って話をさせていただきます。

そもそものスタートというのは、平成4年になります。「古都鎌倉の寺院・神社ほか」として、国によって暫定リストに掲載されました。当時の担当者の話を聞くと、この時は国が暫定リストに掲載をしたことから、市として何かやらなければいけない事があるとは思っていなかったそうです。

しかし、その後、国や県とのいろいろな調整の中で、市としてしっかりと位置付けにしていく必要があるということになり、平成8年に初めて、先ほどご説明した総合計画の中に世界遺産登録が明記されました。こうしたことから、この世界遺産登録の取組は、市民の皆さんの盛り上がりによって始まったものではなく、行政の主導によって始まっているということがお分かりいただけます。

そうは言っても、やはり市民の皆さんにもご理解、ご協力をいただく必要があるということから、平成18年には推進協議会を設立しました。これは、市内の100を超える民間団体の方々にメンバーとして参加していただき、官民一体となった取組として推進をしていくという流れの中で進めてきたものです。

そして、今年の4月のイコモス勧告により、4段階のうち最も低い「不記載」という結果となりました。

Ⅲ 世界遺産登録の取組について

②イコモス勧告が「不記載」となった理由

【顕著な普遍的価値の証明について】

日本側の主張は歴史的な面では十分理解できるものであり正当なものではあるが、今日残されている物証では、その価値が証明されない。

【完全性について】

社寺及びその庭園では比較的良好、防御的な性質は切通しで表現されているが、景観における完全性については、都市的環境により弱くなっており、平地部の中世都市は資産に含まれておらず、経済的・社会的機能は、港の遺構を除き何もない。

【評価基準 iii】

現存するか消滅しているかにかかわらず、ある文化的伝統または文明の存在を伝承する物証として無二の存在(少なくとも稀有な存在)である。

⇒ 鎌倉が十分な物証を示しているのは寺院に関連した武家文化の精神的側面のみであり、防御的要素の側面は傑出性が部分的で、都市的な要素等については傑出性が認められない。

【評価基準 iv】

歴史上の重要な段階を物語る建築物、その集合体、科学技術の集合体、あるいは景観を代表する顕著な見本である。

⇒ 鎌倉の軍事的特徴は独創的なものであり、社寺、庭園などの景観は絶大な国内的価値をもってしているが、比較分析の観点から、顕著な普遍的価値を有することが証明されていない。

★資産がホンモノかどうかという意味での真実性

→ 「満たされている」

★資産の保護、保全、管理に対する法的保護や社寺の取組

→ 「十分なもの」

このイコモス勧告が不記載となった理由ですが、新聞報道等で見ますと、ちょっと実際の勧告と違った捉え方をしているものが見られました。例えば、津波のリスクがあるからだとか、観光客が多くてそれがストレスになっているからだといったようなことが、不記載の理由とされているものが見られますが、リスクというのは必ずどの町にもあるもので、それはどの勧告に載るものですので、このことが不記載の理由ではないということ、まずご理解いただきたいと思います。

本当の理由としては、「今日残されている物証ではその価値が証明されていない」ということですか、「平地部の中世都市は資産に含まれておらず、経済的・社会的機能は港の遺構を除いて何もない」ということで、つまり、「物証が少ない」ということが総じて言われています。

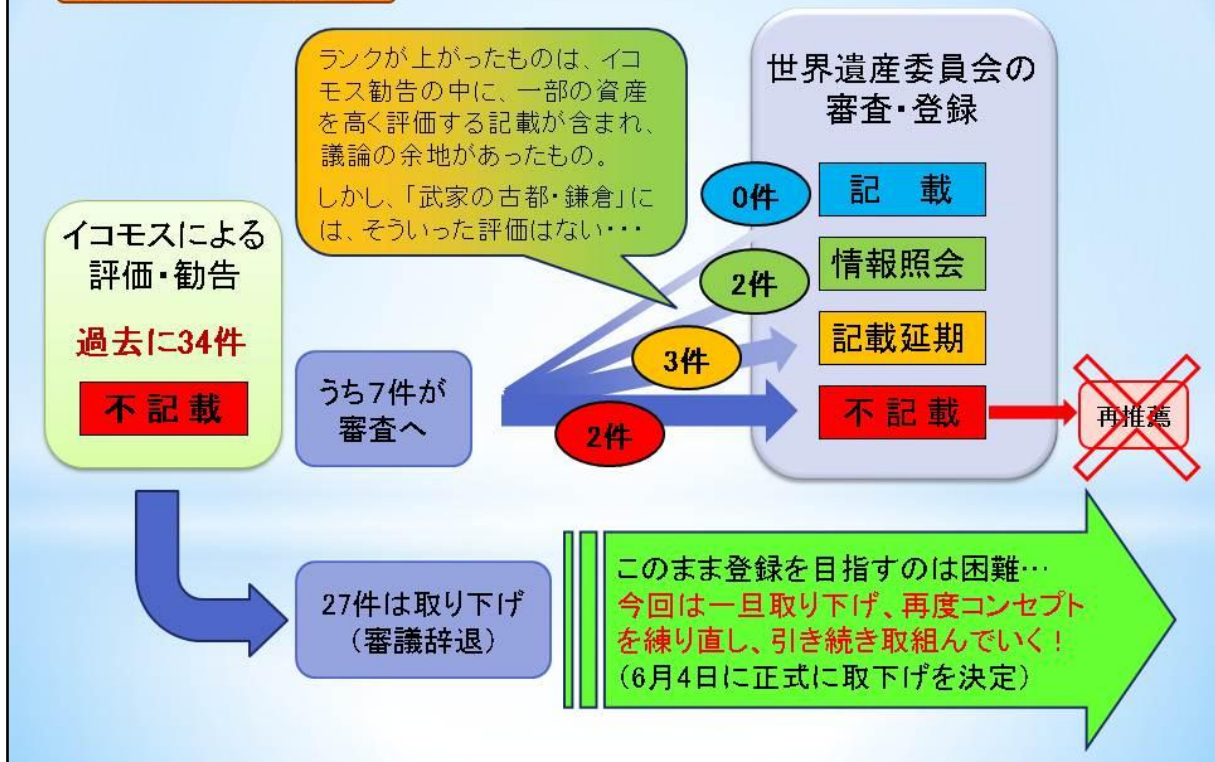
そして、世界遺産に登録されるには、評価基準というものに該当している必要がありますが、その基準に対して鎌倉がどのように評価されたかといいますと、「武家文化の精神的側面というものは認められるが、防御的側面では傑出性が部分的で、都市的な要素については傑出性が認められない」ですとか、「顕著な普遍的な価値を有することが証明されていない」ということで、ちょっと聞きなれない言葉が使われていますが、こういう言葉をもって不記載となった説明がなされています。

ただ、この勧告の中でも、資産が本物かどうかという「真実性」については満たされているですとか、資産の保護保全管理に対する法的保護や、それぞれの社寺の取組については十分なものであるという点は、きちんと評価をいただいている部分です。

ですから、決して鎌倉の街が否定をされたということではなく、「武家の古都・鎌倉」というコンセプトに沿ったものが、この鎌倉の中で証明されなかったという評価だったということ、今回の不記載の理由としてご理解いただければと思います。

Ⅲ 世界遺産登録の取組について

③勧告から取下げまで



このイコモス勧告で不記載となったものは、過去に34件、世界中でありましたが、このうち、実際に世界遺産委員会という本番の委員会に、不記載のままかけられたものは7件ありました。

このうち2件はそのまま不記載、3件は記載延期、2件は情報照会という結果になっていますが、この世界遺産委員会の中でも不記載になりますと、事実上、もう二度と再推薦ができなくなるということになりますので、そのリスクを避けるということと、将来、再度推薦をする可能性を残すという意味から、今回は推薦を取り下げて、再度挑戦をしていくということを結論とさせていただきました。

世界遺産登録は、この鎌倉の貴重な歴史的遺産を未来永劫しっかりと守っていくということがそもそもの目的です。富士山の報道を見ても、観光客が増えたことばかりが報道されますが、観光客誘致や商業の活性化は副次的なこととしてはありますが、本来の目的はそのこととは違うということを押さえていただいた上で、今後の世界遺産登録の取組を進めていく中で、鎌倉の街としてきちんとやっていかなければならないと考えたことが3つあります。

Ⅲ 世界遺産登録の取組について

④よりよいまちづくりに向けた取組

世界遺産登録の目的

人類共通の宝として認められることで、歴史的遺産や景観を守り、後世に伝えていく。

そのために「訪れてよかった、住んでよかった」と思ってもらえるまちづくりを実現する。

イコモス勧告を機会に取り組む「3つの柱」

1. 埋蔵文化財の調査、研究など、歴史的遺産をしっかりと守るための取組。

2. 歴史的風土特別保存地区を初めとした、鎌倉の貴重な緑や景観を守る取組。

3. 渋滞対策など、市民の暮らしを守る取組。

4県市の協力強化

行政と市民が一体となる

国に連携と支援を要望

世界に誇れるまちづくり

1つ目が、「埋蔵文化財の調査研究など、歴史的遺産をしっかりと守っていく取組」です。鎌倉の歴史的な部分は十分証明されていると思われる節がありますが、決してそうではなく、まだまだ発掘調査がきちんとされておらず、未解明な部分がたくさんあるというのが現実です。これは世界遺産登録に関わらず、中世の鎌倉がどのような街であったのかなど、そういった歴史をきちんと見ていくということが、大変重要なことであると思っています。

2つ目は、「歴史的風土特別保存地区をはじめとした、鎌倉の貴重な緑や景観を守る取組」です。神社やお寺などは、それぞれその敷地内では十分な景観づくりをしていただいています。一步外に出た街中の景観面ですとか、まちづくりという面においては、もっと質の高いまちづくりを目指していくべきだろうと思っています。それらを取り巻く貴重な緑についても、古都保存法に守られている部分であっても、それをどう維持管理をしていくか、また、法の外側をどのように守っていくかということが、まだまだこれからの取組ということになってきます。

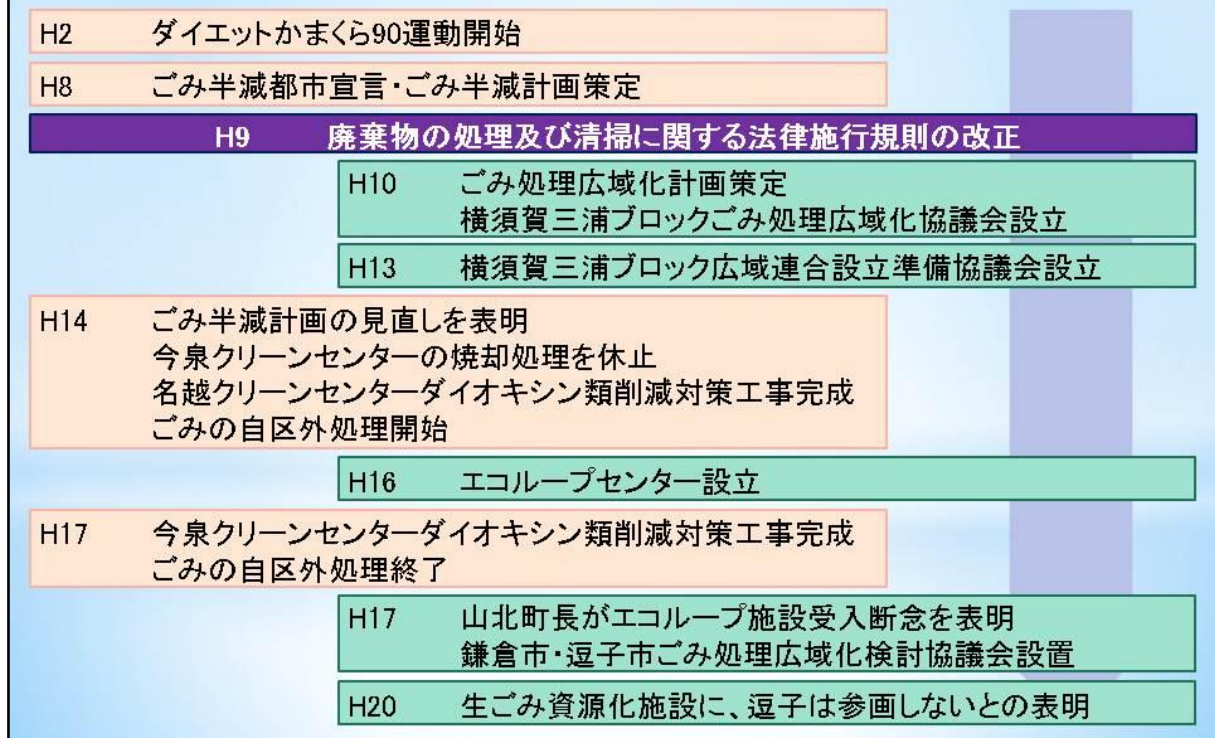
そして3つ目が、「渋滞対策など、市民の暮らしを守る取組」です。これは、皆さんの生活を脅かす大変重要な課題です。観光客の方々が多くいらっしゃる街ですから、それに対する対応にはさらに力を入れていかなければなりません。

こうした取組を進めるため、国や県の力というものを、これは良い悪いという議論もあるかもしれませんが、私は一体となってしっかりと取組をしていかないと、鎌倉の街全体の質を高めていくということはできないと思っています。

世界遺産の取組は国家事業ですから、この取組を通じて、もっと国や県の力というのを引き出していくことが、やはり鎌倉の取組として一つ大きな役割としてあると思っています。今後そういう意味で、この世界遺産登録を一つの方向性として打ち出していく中で、「世界に誇れるまちづくり」に向けた取組を進めていきたいと思っています。

IV 家庭系ごみ戸別収集・有料化

①本市のごみ処理の取組と広域化の流れ



最後に、家庭ごみの戸別収集・有料化の話をさせていただきます。

この件も、なぜ今鎌倉がこれをやろうとしているのか、なぜごみ行政がこんなに切羽詰まった状況になっているかについて、少し歴史を遡ってご説明をさせていただきます。

ごみ行政としては、過去からもずっと、ごみを減らそうという取組はしてきていましたが、平成2年には具体的な運動として、「ダイエット鎌倉90運動」というものが開始されました。

そして、平成8年には「ごみ半減都市宣言」ということで、当時7万トンあった燃やすごみを、3万5千トンにまで減らしていくという「ごみ半減計画」を打ち出しました。

しかし、その後すぐに「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則」の改正がありました。当時、日本中でダイオキシンが大きな問題となっており、このことによって、ダイオキシン対策を施していない焼却炉は使ってはいけないということが、国の法律で決まりました。

そこで、当時鎌倉市が考えたのは、名越クリーンセンターと今泉クリーンセンターにある焼却炉のうち、名越クリーンセンターだけにダイオキシン対策を施して、今泉クリーンセンターは対策をせずに、そのまま廃炉にしていくという方針でした。

しかし、その後、ごみ半減計画がうまく進んでいかないという中で、今泉クリーンセンターをやはり使っていかなければ、ごみの焼却ができないという状況になってしまったことから、今泉クリーンセンターにもダイオキシン対策を行った上で、再度、焼却を行うことになりました。

今泉の住民の方々にしてみますと、一度やめると言ったものをまた再開することになりますから、この時に、改修後およそ10年程度までの稼働ということで、地元の住民の方々と行政とで協定を結んだ上で、再開をさせていただいたという経過があります。

その約束の期限が、平成27年3月までということになりますが、これは2回目の約束ということですから、きちんと守らなければなりませんので、ここで今泉クリーンセンターの焼却炉は完全に無くなるというのが流れとしてあります。

そして、鎌倉市のごみ行政を混乱させたもう一つの流れが、「ごみ処理広域化」です。

平成10年に、神奈川県によって「ごみ処理広域化計画」というものが出来ました。これは、鎌倉、逗子、葉山、横須賀、三浦という4市1町からなる「横須賀三浦ブロック」という枠組みの中で、1つの市に1個ずつ焼却炉を作ったりするのではなくて、このブロック全体の中で焼却炉や最終処分場、生ごみ処理施設といった施設を作るというように、それぞれの市に役割分担をしてやっていくことで、広域的に効率的なごみの処理をしていくという考え方でした。

そのような枠組みで検討を進めてきた時に、もう一つ、「エコループプロジェクト」というものが、これも神奈川県が取組で始まりました。これは、横浜市と川崎市を除く神奈川県全体を一つの枠組みとして、ごみを1か所に集めて処理をしていくというものであり、そのほうが、確かに効率的であることから、鎌倉市は広域化とエコループに両天秤にかけて、どちらかというエコループのほうに、軸を置いて進めていくようなことがありました。

しかし、その後すぐに、ごみの受入れ先となっていた山北町が、地元の反対によって受入れを断念したため、このエコループプロジェクトというのは事実上無くなってしまいました。

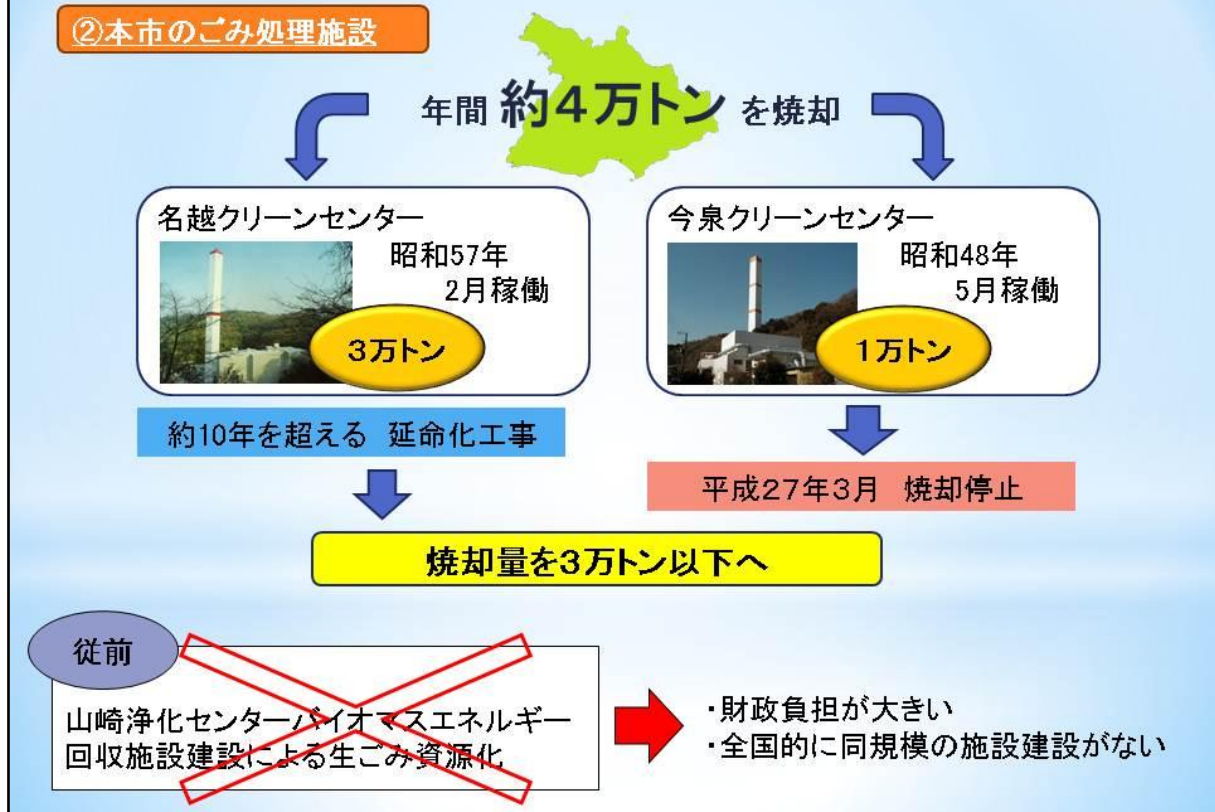
これによって鎌倉は、ごみ処理広域化の方へ戻っていくわけですが、その時には、それぞれの自治体の思惑や利害関係、信頼関係といったことから、この広域化のほうの枠組みもうまくいかなくなってしまっており、その結果、この横須賀三浦ブロックは、鎌倉と逗子のグループと、横須賀、三浦、葉山のグループに別れてしまいました。

それでも、広域化計画の際には、鎌倉市が生ごみ処理施設の担当で、逗子市が焼却施設の担当でしたから、この2市の枠組みが堅持できれば、2市による広域化でも進めていけるとというのが、当時の目論見でした。

しかし、逗子市のほうから、鎌倉の17万人のごみを全部逗子に持って来ることに對して、地元の方々の反対があり、それに合わせて、逗子市の生ごみも、本来は鎌倉市に持ってくるはずだったのですが、それも鎌倉には持っていきませんという話になったため、この逗子市との広域化というのも、実質的に破綻をしてしまったというのが現状です。

IV 家庭系ごみ戸別収集・有料化

②本市のごみ処理施設



それで、鎌倉としては生ごみ資源化施設の計画だけが残ってしまい、当時、それを関谷でやる予定だったものが、地元の反対などによって山崎のほうに移ったという経過があります。

ちょうどその頃、私が市長に就任したのですが、この生ごみのバイオマスエネルギー回収施設計画については、財政的な負担が大きく、また、全国的に成功している例というのがほとんど無いということがあります。そして、このバイオマスエネルギー回収施設を造っても、結局はその他の燃やすごみを処理するために焼却炉も造らなければなりません。

先般も平塚で、生ごみのバイオマスエネルギー回収施設建設と、焼却施設建設の比較を行った結果、全ての面においてバイオマスエネルギー回収施設のほうが有利な点が無いという結論が出ていました。このことからわかるとおり、やはりこのバイオマスエネルギー回収施設というのは、今やるべきものではないということで、計画の見直しをしたところです。

では、今後どうしていくかということになりますが、当初は、今泉クリーンセンターの廃止に伴って、名越クリーンセンターに全市のごみを集めてくるということに対して、名越の地元の方々からいろいろと反対の意見をいただきました。しかし、協議をしていく中で、今燃やしている3万トンを超えない範囲であればいいだろうということでご理解をいただきまして、現在、10年程度の延命化工事というものを行っています。

したがって、改修後10年程度は、名越クリーンセンターで3万トンまでのごみの焼却を続けていくことはできますので、4万トンある燃やすごみ、現在は3万8千トンまで減っていますので、この8千トンオーバーしている部分を、戸別収集・有料化などによって、皆さんに協力をいただきながら減らしていくということを考えています。

IV 家庭系ごみ戸別収集・有料化

③本市のごみ処理の現状

3R(リデュース・リユース・リサイクル)の推進により…

平成16年度～平成20年度	平成21年度～平成23年度
10万人以上の市町村の中で 1位	10万人以上の市町村の中で 2位



残念ながら一人あたりの排出量が多い…

鎌倉市	神奈川県内	県平均
763g/日	18位/33市町村	721g/日

※平成23年度
環境省資料



この家庭系ごみの戸別収集・有料化については、「鎌倉の市民は非常に意識の高い市民が多いから、こういうことをしてもごみが減らないのではないか。」という点をよく指摘されます。

確かにこれまで、鎌倉市はリサイクル率が上位ということが何年も続いてきました。しかし、このリサイクル率が高いというのは、ごみを大量に出して、それを大量にリサイクルしてもリサイクル率としては高くなるものです。これから先、鎌倉のごみの将来を考えていくに当たっては、ごみそのものを発生させない、これを「リデュース」と言いますが、そういう取組をしていかなければなりません。

鎌倉市民1人当たりのごみ排出量というのは、実は神奈川県内の平均から見ても多いというのが実情です。ですから、市民や事業者と行政が一体となって、ごみそのものを減らしていくということが重要となります。

燃やすごみをあと8千トン削減するに当たっては、この家庭系ごみの戸別収集・有料化で約3千5百トン減らしていく他、事業系ごみの分別徹底やごみ処理手数料の改訂により、事業者の皆さんにもご負担をいただきます。鎌倉では従来から、この事業系ごみがなかなか減って来なかったという経過がありますので、このあたりは事業者の皆さんにもご理解をいただきながら、実現していきたいと思っています。

また、家庭系の燃やすごみの中身ですが、組成調査の結果によれば、まだ分別できるごみが25%も混ざっています。例えば、藤沢市では戸別収集・有料化を既に実施していますが、実施前で既に資源物等の混入率が鎌倉より低い19%であったものが、戸別収集・有料化の実施後は、さらに10%以下にまで少なくなったという例があります。

IV 家庭系ごみ戸別収集・有料化

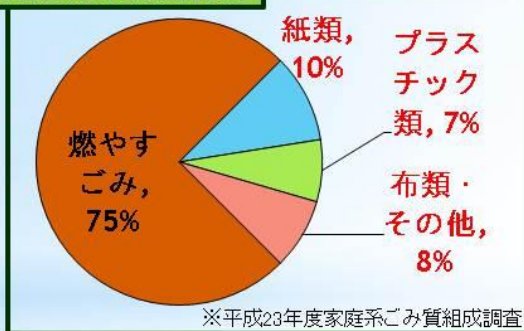
④ごみの減量化・資源化に向けて...

平成23年度からのさまざまな取り組みにより、ごみの焼却量は

平成23年度末... 39,000トン

平成24年度末... 38,000トン まで削減

燃やすごみの中の
資源物の混入割合



あと8,000トンの削減が必要!

ごみ排出量の減量
費用負担の公平化
資源物の分別徹底
排出者責任の明確化
高齢化社会への対応...

- ・家庭系ごみの戸別収集・有料化
- ・事業系ごみの分別徹底
- ・事業系ごみの処理手数料の改定
- ・発生抑制等その他の取り組み

約3,500トン
約2,500トン
約500トン
約1,500トン

平成26年7月から
全市実施を予定

それから、戸別収集は別として、有料化というのは全国の6割の自治体が進めており、それらのデータを見ましても、ごみが確実に減っているということが実証されています。そうしたことから、ぜひとも戸別収集・有料化を進めていきたいと考えていますが、皆さんには大変ご負担をおかけすることですので、十分な説明とご理解をいただくということが必要だと思っています。

また、生ごみのバイオマスをやめたから戸別収集・有料化をやらなくてはいけなくなったのではないかという指摘もありますが、決してそうではありません。バイオマスをやるとなると、今の分別に加えて、全市から生ごみだけを集めることになりますので、大変な収集コストがかかりますし、そのためには戸別収集が必要になってくるということが、当時としては予定されていました。

さらに、バイオマスを進めた場合のトータル費用と、今の減量化を進めていくトータル費用を全体で比べますと、今進めている計画のほうが金額的には少なく済むという試算もしています。

戸別収集・有料化というのは、皆さんにとって大変な負担となりますが、今のこの鎌倉のごみの危機的な状況からいくと、避けて通れない道であると思っていますし、結局どの道を選んでも、大変厳しい道しか残っていないとも思っています。

目に見えるお金と、また、目に見えない税金というところはありますが、トータルで見ますと、目に見えないお金も含めて、皆さんに負担していただいている税金をより少なくしていくという中で、こうした取組を進めさせていただきたいと思っています。

そして、こうした現状を皆さんと乗り越えたその先、およそ10年後には、名越クリーンセンターも廃炉になってしまうことから、その後の新しい焼却炉の建設に向けて、今動き出しているところです。昨年、新焼却炉の基本構想というものを策定し、今年から来年にかけては、この新焼却炉をどこにどれぐらいの規模で造るかという、より具体的な話に入っていきます。

これは大変難しい課題であるとともに、絶対に避けて通れない重要課題ですので、今後、全市的な議論をしていかなければならないと思っています。そうしたこともご理解をいただきながら、皆さんと一緒に、ごみの削減に向けた取組を進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

第1部「これまでの取組～これからの取組」に対する意見・質疑

【玉縄地域】

特になし。

第2部 地域の懸案事項に関する報告 【玉縄地域】



- I 岡本マンション問題について
- II 山崎跨線橋北交差点の整備について
- III フラワーセンター苗ほ跡地について

岡本マンション問題について

- H23年6月 「4つの市の考え方」をまとめて各所に説明。
1. 市道053-101号線については、一日も早い階段の復旧を目指すこと。
 2. 当該地での新たな開発については、市有地の編入及び払い下げ等には協力しないこと。
 3. 公共的土地利用については、建築物等を目的とした利用は考えないこと。
 4. 当該土地の買収については積極的に考えていかないこと。
- H23年11月 土地所有者から「当該地について、緑地や公園等の将来的な土地利用という大きな判断が必要な時期もあるが、土地所有者として、まずは安全対策に取り組んでいきたい」との意思表示。
- ⇒ 市としては、安全対策をぜひ進めてもらい、それが速やかに行われるならば、階段復旧もそれに合わせて実施していくと回答。
- H24年1月 土地所有者が現況測量を実施し、安全対策を検討。
- H24年7月 土地所有者から「現地の安全対策については、市または民間への売却を前提に、それに見合う形で行いたい」との提案。
- ⇒ 市の方針と相容れないため、あらためて面談を約束。

まず一つ目、岡本マンション問題です。

岡本マンション問題に関しては、市としては4つの考え方という姿勢を堅持してきました。一つは、階段の復旧を目指すということ、これを最優先としていくということです。二つ目は、新たな開発については、市有地の編入および払下げ等には協力をしていかない。三つ目は、公共的土地利用については、建築物等を目的とした利用は考えない。そして四つ目は、当該土地の買収については積極的には考えない。このようなことを4つ、市の姿勢として位置付けて話し合いをしてきました

そして、土地所有者のほうから、この土地については安全対策を最優先として進めていきたいという話があり、そのことをまず検討してきたのですが、検討した結果、大変多額のお金がかかるということで、安全対策はできないという回答がありました。

岡本マンション問題について

- H24年8月 市長と土地所有者が面談し、早期解決に向けて互いに考えを出し合いながら整理していくことを確認。
- H24年11月 土地所有者から以下の提案。
1. 当該地の市への長期貸付、又は売却を基本としたい。
2. これに当たっては、30年の分割契約あるいは賃貸契約をし、市で自由に土地利用ができる環境を整備して、最終的には市が購入、又は寄付を受ける状況をつくることとしたい。
- ⇒ できる限り早期の解決を実現すべく、土地所有者からの提案を受け止め、今後の協議の中で方向性を見出していきたいと回答。
関係部局との庁内調整を行い、当該地の資産価値を確認するため、土地価格の試算を行うとともに、現在、公園ということ念頭に土地所有者との協議を続行。
- H25年3月 階段復旧のための、測量調査、地質調査、擁壁調査及び詳細設計の委託が終了。
復旧工事の時期や方法等は、安全対策等の進捗状況を見据えた中で、必要であれば補正予算での対応も含めて検討していく予定。

その後、土地所有者から市に、この土地を緑地や公園などに整備するよう考えてもらえないかという話を受け、本市としても、そのような計画ができないかと検討をしてきました。

しかし、この土地を活用するということになると、当然、何か瑕疵がある状況では、市として借りるにしても買うにしても受け取れません。あそこの状況、まず一つは安全対策ということがありますし、それと、あの土地は様々なその他の課題というものも抱えています。市が購入するに当たっては、事業者のほうできちんと安全対策をしてからということとは伝えています。

そうしたことをきちんと解決をする中で、市としては土地の購入、借りるということを含めて、考えていくという話をしているのですが、一つは価格面の折り合いということ、そしてもう一つは、そうした安全対策をどちらがやるかというようなことがあります。

このような協議をしている中で、なかなか一致点が見いだせない状況ですので、本来であれば今年の3月末をもって結論を出したいということで、土地所有者と話し合いをしてきたのですが、今申し上げたように、現時点ではまだ結論を見出すことができずに、協議を続けているという段階です。

ただ、これも土地所有者の側が言っているのは、早くに解決をしていきたいということであり、市としても当然、同じ気持ちです。

そういう中で、お互い譲れる一致点というところが見出せれば、解決の道が一つ開けると考えているところです。

山崎跨線橋北交差点の整備について

- H23年度 大船警察署を通じて県警本部へ、当該交差点の渋滞緩和策の一つである交通実験として、藤沢方面からの右折の信号時間を長く取ることを要請し、協議を進めてきた。
- H24年4月 大船警察署から、「藤沢方面(ロジュマン側)からの信号時間の割合を長くした」旨の連絡を受けたため、この推移を見据え、今後の改良の必要性について検討していく。
- H24年8月 センターラインを川側にずらして右折レーンを拡げるといふ、自治会からの提案について、大船警察署から、以下の点から対応は困難であるとの回答をいただいた。
- ・対向車線とずれてしまうことから、正面衝突の危険性が高まる。
 - ・跨線橋からの左折車の動線を確保するには、右折車線の停止線を後退せざるを得ないため、右折レーンの延長がさらに短くなる。
 - ・自転車通行の観点からも、川側の車線は現況幅員を確保したい。

その後も、藤沢方面からの交通渋滞、特に右折車両の渋滞が発生していることや、大船方面からも時間帯によって渋滞が発生している状況であることから、交差点の改良の必要性は認識している。

今後も、県や警察との協議を行うとともに、歩道や右折レーンの整備に向けた課題解決を図っていく。



2点目は、山崎跨線橋の北交差点の整備についてです。

これは昨年だけでなく、これまでも継続して、交差点の改良についてご要望をいただいていた内容です。実際に大船警察署に対して、様々な取組と要望等をあげてきました。

そして、昨年のこのふれあい懇談会では、ロジュマン側の道路のセンターラインを川側にずらすことで、右折レーンを設けることができないかというご提案をいただきました。

そのことについて大船警察署と協議をしてきたところ、大船駅からの車線とずれてしまうことから、正面衝突の危険性が高まるということ、それから、跨線橋から左折をしてくる車の動線を確保するには、ロジュマン側の右折車線の停止線を後退せざるを得ないということ、それから自転車通行の観点からも川側の車線の現況幅員を確保したいという点から、対応が非常に難しいという回答をいただいているところです。

交差点の渋滞対策というのは、本市としてもしっかりと、重要な課題と位置付けて解決をしていきたいと思っています。この改良については、どのような方法でできるかというのを引き続き協議をしていきたいと考えています。

フラワーセンター苗ほ跡地について

- H24年度 汚染物質が検出されていない用地の一部(ロジュマン側)を取得し、こども関連施設として活用する方向で、県との協議を再開。
県が県有地の活用に係る新たな取組みとして掲げた「定期借地制度」を活用し、待機児童対策として、民設民営の保育園事業の実施を予定。
- H25年3月 鎌倉市立岡本保育園の耐震診断で、「優先して耐震化の検討を行う施設」にあたる、基準値以下の結果となったため、現在の園舎での保育は難しい状況となった。
- H25年4月 岡本保育園園舎については、緊急性が高いことから、フラワーセンター苗ほ跡地の一部に、新保育園舎を建設することも含めて、再度検討を行うこととなった。

その後、岡本保育園の移転先について、保護者等に説明会を行ったところ、現在の保育園の敷地に新園舎を建替えることの要請があり、建替中は、玉縄児童遊園に仮園舎を設けたうえで、現在の敷地に新設する方向で、諸手続きを進めている。

これにより、フラワーセンター苗ほ跡地の一部土地利用については、現在のところ、前述の「定期借地制度」を活用して、待機児童対策として、民設民営の保育園事業を実施する予定としている。



最後に、フラワーセンター苗ほの跡地についてです。

フラワーセンター苗ほの跡地については、これまでも計画等をお示ししてきたところではありますが、汚染物質が検出されたというところから、県とも協議をしてきました。

その協議を進めていく中で、汚染物質が検出されていない用地の一部を市が取得をして、子ども関連施設として活用するという方向性を打ち出していましたが、県による県有地の活用に係る新たな取組として、定期借地制度の活用というものがありますので、今現在としては、待機児童対策として、民設民営の保育園事業を実施していきたいと考えています。

この間には、実はこのすぐ近くにある岡本保育園について耐震診断を行ったところ、耐震強度が非常に足りないという結果がでてしまったことから、岡本保育園の園舎の建て替えをせざるを得ないという状況になりました。

そのため、岡本保育園の建て替え先として、この苗ほ跡地の活用等も検討してきたのですが、保護者の方々等のご意見をお聞きする中で、岡本保育園は今の場所に建て替えるということに決定させていただきましたので、こちらの苗ほ跡地については、先ほどお話ししたとおり、民設民営の保育園事業を実施する予定ということで、引き続き進めている段階です。

第2部「地域の懸案事項に関する報告」に対する意見・質疑

<鎌倉市玉縄自治町内会連合会 石井理事>

山崎跨線橋北交差点については、数年来、地元側からいろいろな解決策を提案しているが、県警や大船警察署からは、あれもダメこれもダメという返答ばかりで、唯一、信号だけは若干伸ばしたことはあったが、ほとんどは拒絶ばかりで、それに対して県警や大船警察署からの対案の提示が何もないので、ぜひ対案を提示していただきたい。

それと、苗ほ跡地は、敷地の一番ロジューマン側の所を市が定期借地制度で借りて、民設民営の保育園を建設していくことになるのだろうと思う。県と徳洲会との譲渡契約については、市は関与しないとは思いますが、従来から話をいろいろ取り持っているわけだから、市としてどういう情報をお持ちか教えてもらいたい。

また、市が定期借地制度で借りる土地の契約はいつ頃になるのか。それに伴い、民設民営の保育園の建設計画がいつ頃から始まる見込みなのか、その点もお答えいただきたい。

<相川経営企画部長>

フラワーセンターについては、徳洲会というか、「愛の郷」を持っている法人が神奈川県と協議をしているということは、私共もちろん聞いている。それが具体的にいつの時点でということまではまだ報告をいただいていないが、特に大きな課題があるという話は聞いていないので、近い時期に契約がされるだろうと思っている。

それと、市が定期借地という形で県から土地を借りるという件だが、これについても今、価格の問題や、また、当然県有地を処分することから、そのような手続きを県が進めているところである。そういうものが済み、それである程度の価格の決定等があった段階で、市との協議を進めていくことになるので、もう少しお時間をいただくようになると思っている。明確にはちょっとお答えできないが、今はそのような状況である。

<松尾市長>

保育園については、平成27年4月の開園を目指して手続きを進めていきたい。

また、交差点についても、警察側の対案をいただきたいということで、それは私共のほうからも警察にお伝えして、何らかの解決をしていくという前向きな考え方で、きちんと取組をしていただくようお願いしていきたい。

<鎌倉市玉縄自治町内会連合会 石井理事>

関連して、要望を申し上げたい。前市長のころからお願いをしていることだが、ロジューマンから跨線橋に通じる歩道があり、ここは今、玉縄小学校の子どもたち260名ぐらいが通学をしているが、自転車も大変増えている。

フラワーセンターの苗ほ跡地と、フラワーセンターの現在の園地も含めて、1メートルか1.5メートルぐらいセットバックしていただいて、歩道を広くしてもらいたい。歩行者と自転車が分離できるように、ぜひこれを実現していただきたい。

<ラシェール鎌倉岡本ハイライズ自治会 増村会長>

歩道を広げてほしいという話は、非常にポイントになるところだと思う。道路問題と歩行者問題を解決するには、やはりその歩道幅を広くすることがかなり重要になって

くと思う。

フラワーセンターの苗ほ跡地については、私共ラシェールとロジュマンに隣接している所で、ここは中学校やライフのほうに行く人が多く、歩道がかなり主要道路になっている。そこに車を入れることと人が通ることで、今いろいろ問題があって、それぞれ業者さんと市と、我々ラシェールのほうでも要望を出していて、ちょっと簡単には解決できない問題があると思う。

それと、この土地は元々県の土地なので、県にもいろいろと要望を出してきたが、この土地については、県のほうでは譲渡してしまえば、あとは買ったほうで全部責任を取るといような契約になるということで、ちょっと無責任かなという印象を受けた。

というのは、フッ素が検出されているのですぐには使えないということである。鎌倉市で保育園にするほうの1,000平米強の土地は、フッ素の問題はあまりないのですぐに使えるが、徳洲会のほうで使う養護施設と院内保育園と特養のほうは100パーセント解決できない。買ったほうは、徳洲会が全部やらなければならないということだが、売るのは県だから、これはやはり何かあったら大問題になるので、それもしっかりした後々までの責任を持ってやっていただきたいと思う。

正直言って、いろいろ県のほうと話す、市のほうと、それから購入者側のほうで全部始末するのは当たり前だという言い方、印象を受けたので、そのへんの要望を私ももう一度するが、市のほうからも、市が中心になっているいろいろ詰めていただくためにも、県に対してそういうフォローをしていただきたいと思っている。

<松尾市長>

歩道の整備については、この計画を進めていく中でどのような形で進めていくか、皆さんのご意見も伺いながら進めていきたいと思っている。

また、県の責任の話だがこれはなかなか難しい。市も県も同じ行政とはいっても、やはり市の責任、県の責任ということがあり、やはりそこは明確にしていくというのが各々の立場としてある。私共としては当然、今、県が持っている中においては、そのことを加味しながらきちんと契約等を結んでいくのが筋ではないかという話をしたこともあるが、それぞれの考え方によって、なかなかそこをうまく調整できないところもあった。

最終的にはやはり、所有するものの責任ということになっていくが、県のほうが全く無関係だというような言い方は無いだろうとも思うので、市としてもできる限り、県との連携という中で、我々の立場で話をしていきたいと思っている。

<ラシェール鎌倉岡本ハイライズ自治会 増村会長>

そのとおりであるが、私共が県とその跡地のことで話した時には、どうも県は市に対して上から目線で見ているという態度が感じられた。同じ行政なので、当然対等な立場であるはずだし、我々市民に一番近いのは市のほうなので、ぜひとも何かあった時には県に対する上申もお願いしたいということで、意見を言わせていただいた。

フラワーセンターの場所はいろいろな面で要になっているし、新たに来る施設も、特養と湘南鎌倉病院の院内保育園と民間保育園ということで、すごく環境には良いので総論は大賛成である。ただし、各論になるとそういうことが出てくることから、今回いろいろと要望を出させていただいたという経緯があるので、ぜひとも考慮していただきたい。

第3部 本年度の議題に関する懇談

【玉縄地域】

議題1 : 『県道阿久和鎌倉線、大和橋以北の整備』

県道阿久和鎌倉線の大和橋以北はいまだに3軒ほどが退去せず、歩道の確保を含めた整備が未完了のまま、交通政策の点からも極めて遺憾な状況である。

県道であるため、一義的には県の責任となるものであろうが、鎌倉市は問題解決のために、いつ・なにを・どのようにしようと取り組んでいるのか。

<松尾市長>

この残りの180メートル区間については、平成10年に策定した一帯整備計画案に基づいて鎌倉市が整備をすることになっていた。しかし、当時計画していた西口の整備計画案の図をご記憶の方もいると思うが、横浜側に大きくロータリーを取った整備計画を持っていたものが、平成14年8月にドリムランド線が廃線となったことから、現実的にはなかなか動かないということがあり、26の短期的方策というものを、市民の皆さんにも参加をさせていただいて作った経過がある。

その中で、今のデッキの整備等が進んできたということがあり、そういう意味では、事実上この横浜と鎌倉の一体の整備、このロータリーの案というのが宙に浮いてしまっているという状況になっている。

今、この案をどのようにしていくかということ横浜と協議しているところであり、その中でこの整備についても、きちんと進めていける事業としてお示しできるよう取り組みを進めていきたいと考えている。

<鎌倉市玉縄自治町内会連合会 石井理事>

県道拡幅地点の中に残っている家があるが、こちらとの交渉状況はどうなっているのか。

<樋田拠点整備部次長>

先ほど市長から説明があったとおり、昨年度までの間、西口のペDESTリアンデッキと神奈中バスの交通広場を作ってきたということで、当初の計画と大きく変わってきている点がある。昨年度、鎌倉市側で整備した内容を、今までの計画と対比してどう効果があったかという点について検証しているので、この検証に基づいて、今、横浜市と従来の一体整備計画案を見直していくべきではないかという議論をしている。

当初の一体整備計画案の中では、今ご指摘の既存の家屋を含めて、この拡げる部分を沿道型の区画整理で移転をしていただくという形で考えていたが、それはあくまでも一体整備計画案が前提となっていたものである。今現在、横浜市と協議をしている中では、まだ道路の扱いについて方向性が決まっていないので、この既存家屋の権利者の方には、横浜

市と協議をしているという情報をお話ししているという状況である。

<鎌倉市玉縄自治町内会連合会 石井理事>

26の提案をした者の一人としては、若干認識が違う。そもそも今のペデストリアンデッキやバスターミナル等は、横浜市との協議が進まないから、鎌倉市域の中で、鎌倉市のお金だけでやれることをまず先にやろうということで計画を作り、問題点を洗い出して取り組んできたものである。

阿久和鎌倉線の整備、特に大和橋以北については、この鎌倉市域における整備とは別の問題で、なかなか地権者が移転しないということで、別のテーマとして残されたものであったことから、我々はいつになったら拡張できるのかということに極めて重大な関心を持っている。横浜市との一体整備とは全く関係が無いというわけではないだろうが、一体整備については、ドリームランド線の廃止によって北側の西口開設が取りやめになる等、実態が伴っていないように見える。

いずれにしても、早急に既存家屋の方には移転していただかないと、先に県に同意をして家を売られた方達に対して不公平になるので、県道であるとはいえ、あそこが早くきれいに整備されるよう、市も十分努力をしていただきたいと思います。

議題2 : 『大船フラワーセンターの将来図』

同園は県有施設廃止計画の対象に含まれているが、市民・県民にとって貴重な憩いの緑地、広場や防災拠点が失われることになれば、極めて大きな禍根を残す。県からは鎌倉市への移管の話もあると聞かすが、市はこの課題をどのように処理・対処しようと考えているのか？

地域住民としてはテーマパークや団地（マンション）等を目的とした再開発には絶対に賛成できない。

<鎌倉市玉縄自治町内会連合会 石井理事>

次にフラワーセンターの将来図についてだが、若干、補足説明をさせていただく。

松沢県知事の頃に、フラワーセンターが大幅に縮小され、いずれは平塚に移るという計画が持ち上がったため、玉縄自治町内連合会と玉縄地域まちづくり協議会で県庁を訪ねた。その後、松沢知事がフラワーセンターにお見えになった際に、その場で直接直訴をしたところ、結果的には残すということで知事が明言され、それから6、7年たっている。

いずれにしても、今のフラワーセンターを、多少形が変わることはありえるとしても、市民、県民が楽しめる緑地として残していただくことは極めて重要なことだと思ふ。

<松尾市長>

議題に書いてあるとおり、県が廃止計画の対象に含めた施設であり、今、県が出している方針としては、移譲を含めた検討ということで記載されている。

ただ、まだ具体的にどのようにしていくというような段階ではないので、今後、県と具体的な協議が始まる際には、住民の皆さんにもご意見を伺いながら、市としての対応を決めていきたい。

<鎌倉市玉縄自治町内会連合会 石井理事>

今の時点で、市として、あるいは市長としての考えは。

<松尾市長>

フラワーセンターをどのようにしていくかということは、私もいろいろ考えるところではあるが、市にすべてが移譲されても、これを市で運営できるだけの体力は全く持ち合わせていない。民間でやるとか、もしくは何か別の方法で活用するというような道はいろいろあると思うが、今現在、私としてはこれがいいという結論はないので、そういう意味では、皆さんからもご意見を頂戴したいところではある。

ただ、あの場所が地域の皆さんにとって憩いの場であり、また、季節を感じられる場所でもあることは承知しているので、そういう点は尊重していきたいと思っている。

<大船コーポビアネーズ管理組合 西村会長>

確か5年ぐらい前、松沢知事が当地に来られる前に、我々自町連でフラワーセンターを訪ねたが、その時の園長からの説明では、総費用、人件費から何からすべて含めて4億5千万円かかっているが、無料である高齢者を除いた入場料として入るのが1億5千万円で、残りの3億円は赤字ということだった。

その主な要因は温室だということだったが、あの温室にはバナナの木が10本くらいある程度である。今時バナナの木が珍しいなどという植物園は無いし、これからますます燃料が高くなっていく中、そういう検討はきちんとやっているのかと尋ねたが、それについての返事は無かった。その後、高齢者に対しても入場料を100円取ることになったから、入場料収入は増えているだろうが、燃料費も円安になればどんどん増えていくことになる。

県がもう財政的に苦しいからやめると言ったら、市長としてはもうあきらめるのか、それともまだ検討する余地があるのではないかと突っ込んでいくのか。温室をやめるだけで3億円が浮くなら、やめてしまえば維持できるのではないかという反論はできると思う。

<松尾市長>

県のほうも、あの施設を廃止するというについては大変慎重である。それはやはり、廃止するという方向性に対して、地域の皆さんから反対声が上がったという過去の経過があるので、今のところ、県から廃止したいという提案は無い。

ただ、効率的な運営方法というのは県のほうでも検討をしており、今現在、具体的にどうなっているかは分からないが、従前は指定管理者制度ということで、いわゆる民間企業が代わりに運営をしていくということも含めて検討していたと聞いている。今回ご提案いただいたことを含めた効率的な運営というのは、やはりしていかなければならないと思うので、今後そういった相談等があれば、きちんと話をしていきたい。

<ラシェール鎌倉岡本ハイライズ自治会 増村会長>

先ほどフラワーセンターの財政状況の話があったが、そういった温室などの再検討によって改善ができて、市が買い取っても財政的にあまり問題なくやっていけるのであれば、市にお願いしたいと思う。

というのは、世界遺産が今回、残念ながら不記載となったが、緑とか鎌倉時代の資産ということで言うと、やはりこのフラワーセンターや玉縄地区、城廻地区の緑というのはすごく大事だと思うので、そういう意味では市で経営してもらったほうが良いのではないかと考えて、お願いするつもりであった。

その後の検討は進んでいないようなので、その他にも問題点があって具体的になっていないのだろうとは思いますが、そのあたりの財政的な面ではどうなのか。

<松尾市長>

市がやるよりも、例えば地域の方々に運営していただくという枠組みができるとう理想なのだろうと思うことはある。行政がやるとなると、やはり反対される方も含めて住民の皆さんの意見もきちんと聞いていかなければならない。そんなのは気にしないで突き進めばいいという意見もあるかもしれないが、やはりどうしても、そういう制約が多々ある中でやっていかなければならない部分があるので、フラワーセンターをより魅力的なものにしていくには、もう少し自由度の高い経営の仕方というのがふさわしいのではないかと思う。

そういう意味では、県のほうもこれまでの経過から、今後どのようにしていくかということがなかなか見出せないでいるということなのかなと受け止めているので、新たな方法というのがもう少し具体的に見出していけるといいと思っている。

<鎌倉市玉縄自治町内会連合会 石井理事>

大変言葉は悪いが、あの手のものははっきり言ってお金を生む施設ではなく、お金がかかる施設なので、それを誰がどうやってやるかというのは難しいテーマだと思う。

いずれにしても、我々の貴重な共有資産であるということは間違いないので、あれが無くなってしまふのは極めて残念かつ遺憾である。ぜひ皆さんの中からも、実現の可能性が極めて低いものであっても、何かいい考えがあれば、いつでも市長にご提案いただくとよろしいかと思う。

<大船コーポビアネーズ管理組合 西村会長>

あの園の発足当時からの特徴はシャクヤクである。輸出までしていたほどなので、これが行政でできないということであれば、民間会社がシャクヤクを漢方薬として出せばいい。減らせるところは減らした上で、入ることも考えればよい。

<鎌倉市玉縄自治町内会連合会 石井理事>

繰り返したが、我々の貴重な場所なので、ぜひ存続して緑が無くならないようにしていただきたい。そのためには、我々住民も知恵を出すことが必要だと思うので、皆さんのご協力をお願いしたい。

議題3 : 『玉縄地域の自然と緑地保全対策』

関谷地区において、貴重な丘陵地帯の緑地が大規模に無残にも崩されて、約33,000㎡の宅地が造成される工事が進行中である。

今回のイコモス勧告がまさに指摘した通り、鎌倉の都市化に大きな警鐘が鳴らされており、玉縄地域の貴重な自然と緑地がこれ以上破壊されてはならないが、この開発を許可した理由と今後の方針を問う。

<松尾市長>

鎌倉の緑や景観は大変貴重な財産なので、これ以上無くしていくのは気持的には何とか防いでいきたいし、今、人口減少社会に向かっていく中で、人口増加を目指して開発を

促進していくという姿勢を取るつもりも全く無い。

しかし、開発というものは、法令等に適合していれば市としては許可をしなければならぬという立場になっているので、私が何としても守りたいから許可を出さないということが出来るような仕組みにはなっていない。その点をご理解をいただきたいと思う。

ただ、開発をより抑制していくとか、開発しにくいような手続きにするというのは、これまでも行政としてやってきたところではある。どのような形にすれば、この豊かな緑や自然をより守っていくことができるかというのは今後の大きな課題なので、引き続きしっかりと検討していきたい。

<鎌倉市玉縄自治町内会連合会 石井理事>

法令を遵守していれば、行政としてはやむを得ないということはあるだろうし、私権の束縛も極めて難しいということも理解できる。ただ、今日も現場を見たが、関谷の山の背骨とも言える所の山肌が右から左に大きくえぐられて、もう本当に無残であり残念だというのが実感である。

今後も、こういう形で開発を許可せざるを得ないというケースが出てくると思うが、行政として大変難しく重いテーマだとしても、それを今どうやって断ち切るかということを考えていかないと、ますます鎌倉の緑が無くなってしまわないかと懸念する。

我々もいくら先が無いが、後に残る若い人達や子ども達に、やはりこの貴重な鎌倉の歴史と自然を残していかないといけないという責任が、もちろん市長にもあるだろうから、そこを十分に考えていただいた上で、今回のように自然をあれだけ大きく削って行われるような開発が二度と起こらないよう、ぜひ取り組んでいただきたいと思っている。

その他 : 議題以外の件について。

<四季の杜自治会 奥谷会長>

岡本保育園の仮園舎を児童公園に建てるということだが、鎌倉市は近隣の市に比べて小学生が遊べるような公園が少ないし、小さいと思っているのに、その上にこういう大きめの公園が仮園舎として使われるということである。

実際に遊んでいる子ども達もそれを知らず、私も玉縄の自町連の資料で初めて知った。これが決まった経緯と使えない期間などを教えていただきたい。

<相川経営企画部長>

正式な資料を持ってきていないので、私が承知している範囲でお答えする。

まず、岡本保育園の建て替えの経過だが、保育園の建物自体がかなり老朽化しているということが一つある。さらに、この建物は今の耐震基準よりも前に建てられたものであるため耐震診断を行ったところ、今年の3月の終わり頃、ちょうど年度末ぎりぎりの頃に、2階の部分と1階奥のホールが耐震基準を大きく下回っているという結果が出た。保育園を所管しているこどもみらい部では、このまま岡本保育園を使っていくのは非常に危険であると判断したが、保育園というのは休園するわけにはいかないため、何らかの形で今の建物以外の場所でできないかという相談があった。

暫定的とはいえ、建て替えなどを考えると1年や2年という期間はどうしてもかかるので、そういう点も含めて場所の選定に入ったが、近隣には公共施設が少ないという中で、

候補の一つとしてフラワーセンターの苗ほ跡地が上がった。先ほどご説明したとおり、あそこは今、民間の保育園ということを考えているが、その当時は、暫定であっても、そこに岡本保育園を建てられないかということで保護者の方々にお話をさせていただいたところ、保護者のほうからは、今の場所に建て替えてほしいという要望が出てきた。

そういったことから、今、緊急的にできる方法としては、まずは危ないと言われている所を使わない形で保育ができるかということ、その次に、まず建て替える間の暫定的な保育施設をどこかに作れないかということ、そして、あらためて建て替えをしていくという三段階で考え、一番早い時期にできる方法として考えさせていただいたのが、この児童公園での仮園舎という案である。確かにここは公園が少ない地域であるため、児童遊園を使うのは大変支障があるということは十分承知しているが、全部ではなく、あそこの3分の1ぐらいを暫定の期間だけ使用するということである。

また、当初の間、4歳と5歳の園児は山崎浄化センターの一室に連れて行って保育をするという形で対応させていただくので、児童遊園の仮園舎が出来までの間は、岡本保育園の現在の建物のうち数値的に安全だという部分と山崎浄化センターの2か所で保育を行い、仮園舎が出来たらすべてそちらに移っていただくという形になる。

<松尾市長>

補足するが、公園などが少ないという指摘は、やはり子育て世代からとても多くいただく要望である。新たに公園を造るというのは現実的になかなか難しいが、この地域だと、例えば従前から山崎浄化センターの上部をスポーツに利用できるようにということで、地域の方々との協定を結んでいた経過があるし、横の空いている広場も、あそこは国の補助を得て造っているため、国の許可を得なければいけないが、暫定的に広場として使えないかということも検討している。

また、タケダ薬品の中の広場をスポーツ広場として開放していただけることになり、今、協議の最終調整に入っているが、あとはトイレが整備できれば皆さんに使っていただけるという話をいただいているので、おそらく来年ぐらいから使えるようになるという状況にある。どこまで自由に使えるかという問題はありますが、そういうことを工夫しながら、できる限り子ども達が使える広場を確保できるよう取り組んでいきたい。

<民生委員児童委員協議会第9地区 近藤氏>

フラワーセンターに関する今までの話では、あれだけの組織や物を残すという計画しか無いように思えるが、あそこはそれ以前の農業試験場だった頃から、大船系といわれるシヤクヤクやショウブなど、新しい種類が生まれている場所なので、そういう文化や科学を引き継ぎながら、もっと立派な科学や歴史があるということを多くの人々に皆にPRして、すばらしい植物園にしていただきたいと思います。

<山王町内会 吉田会長>

今、多い所だと20から30世帯ぐらいのごみが、道路側の適当な場所にある1つのクリーンステーションに集まって来る。家によっては、道路から細い路地の奥の方まで行って行かなければならないような場所も結構あるので、戸別収集になるとごみを収集する人は、そういう所まで回収しに行かなければならない。さらに、場所によっては坂道や階段などもあるので、この作業は相当大変だと思う。

現在のステーションでやれば20世帯、30世帯のごみを1か所で回収できる。私の町内会

では今、8か所ぐらいステーションがあるが、それを戸別に収集すると200件のごみを1件ずつ玄関先から持って来なければいけない。これは専門業者がやるのだろうが、この費用というのは相当かかるのではないかと思う。

今まで七里ガ浜などで実験的にやっているが、そういうコスト面と有料化による各家庭の負担増、そういうものの費用対効果の問題はどのような形で分析しているのか。

<松尾市長>

確かに、戸別で回ると費用負担というのは大きくなる。これは民間事業者に委託してやっていくことになるが、実際に戸別収集によってかかる費用と、有料化によっていただく費用との差額は、その部分だけ見ると7千万円ぐらいは赤字というか、税金から負担をしていかないと制度としては成り立たない。

ただ、第1部でも説明したとおり、バイオマスエネルギー回収施設を造って生ごみを集めて処理していく方法と、これを造らずにごみを減らしていくという方法を細かく計算してトータルで比較すると、施設を造らないほうがコストとしては安くなるという試算結果が出ている。確かに目に見える支出は増えることになるが、税金としてトータルで見た場合は、より負担が少ない方法であるということになる。

<山王町内会 吉田会長>

市会議員の数については、全国平均でも大体、人口1万人に1人とか9千人に1人という人口対比なので、鎌倉市の場合は17万人であるから17、8人が適当な数ではないかと思う。一人の議員に800万円という額が市から出ており、さらに実際に活動することでプラスアルファとして300万円から400万円出るだろうから、1人当たり1千数百万円の税金が支払われていることになる。

だから、議員が多ければいいというものではなく、その市の規模に合った体制にするべきだと思う。今26人だが、17人では市議会が回っていかないのか。議員を減らすということは、議員の仕事が無くなってしまうわけだから、なかなか難しい問題なのであろうが、国会議員でも県議会議員でも、やはり効率のいい形というのが必要になってきているのではないかと思う。

国でも県でも市でも、全体的な行政コストの低減とか効率的な小さい政府ということは考えているわけだから、鎌倉市としても、やはり17、8人の市議員で十分だと思うが、このあたりはどう考えているのか。

<松尾市長>

これは民主主義の根幹に関わる部分であるので、やはり、市民の皆さんがどう考えていくかということが一番大事だと思う。

私としては、今回の市議会議員選挙を通じて、まずは20人ぐらいを目指して減らしていくのがいいのではないかということで、そういう公約を掲げる人を応援してきた。私の考えとしては、まだちょっと多いのではないかというのが感想であるが、これは私が決めることではないと思っているので、そういう議員を増やしていくことによって、まず20人に減らしてやってみてどうかということもあると思っている。

例えば今、鎌倉には4つの常任委員会があるが、1人の議員が複数の常任委員会に入るとは可能なので、もっと少ない人数でもできる工夫はあるだろうと思っている。実際に世界中に目を向けて見れば、ご存じのとおり、日本ほど地方議員が給料をもらっている国

は無い。国会議員の数は国によってまちまちだが、地方議員というのは大体がやはり、もうボランティア的な形で成り立っている国が多いので、それをどう考えていくかということもあると思う。

極端なことを言うと、50人、60人の議員がほとんどボランティアという形でやるのか、それとも10人ぐらいの議員で、ただし専門職として1人2000万円ぐらいの給料で、例えば秘書を持って活動してもらうとか、そういった、市民の皆さんが議員に対してどういう役割を望んでいくのかということ、もう少し皆さんと一緒に考えて声を上げていただくことが大事なのだろうと思っている。

これがなかなか一つの声になっていかないところに難しさがあるのだが、やはり、常にそういうことを市民の皆さんと一緒に考えていくことによって、本当に大事な部分というのを皆さんと共有できてくればいいと思っている。